

序章 宮崎県国土強靱化地域計画とは

1 本県の地域特性（地勢、産業等）

(1) 地理的特性

本県は、九州南東部に位置し、北は大分県に、西は九州山脈を介して熊本県に、西南は鹿児島県に隣接し、東は太平洋に面している。北緯 31 度 21 分から 32 度 50 分（南北 160 km）、東経 130 度 42 分から 131 度 53 分（東西約 70 km）に位置し、面積 7,735 km²の県である。

本県は、全国都道府県のうち第 14 位の広さを持っているが、山林原野が総面積の 76%を占めている。平地としては宮崎平野と西・北諸県盆地を有する程度である。県北部には祖母山、傾山の高峰が連なり、西部には国見山・市房山など、南北に走る九州山地と韓国岳、高千穂の峰を主峰とする霧島山がそびえている。

これらを水源として五ヶ瀬川・耳川・小丸川・一ツ瀬川・大淀川など多くの河川が太平洋に注いでおり、豊富な水資源に恵まれている。

県内の地域を見ると、県央、県西、県北に宮崎、都城、延岡・日向の 3 都市圏があるほか、地理的、



高千穂峡 (高千穂町)



日南海岸 青島 (宮崎市)

歴史的なつながりから 8 つのブロック（宮崎・東諸県、南那珂、北諸県、西諸県、西都・児湯、日向・東臼杵、延岡、西臼杵）が形成されている。

平成 26 年 3 月に東九州自動車道の「日向～都農」間が開通し、宮崎市と延岡市が高速道路で結ばれたことで、この区間の所要時間は大幅に短縮されたが、県内の 3 都市圏、地域ブロックを結ぶ道路整備は、まだ十分とは言えない状況である。

3 都市圏とその周辺市町村間は、日向～椎葉間、宮崎～串間間、宮崎～西米良間で 1 時間 30 分から 2 時間程度かかる。

県外との交通ネットワークの状況を見ると、航空では、東京まで 1 時間 30 分、大阪まで 1 時間、福岡まで 40 分で直接結ばれている。

海路では、宮崎港は大阪、神戸と、油津港は東京、神戸と細島港は東京、大阪、神戸と直接結ばれている。

鉄道では、幹線鉄道である日豊本線の高速化整備が遅れている一方で、九州の西側地域では平成 23 年 3 月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、東西格差は広がっている。



高規格幹線鉄網 (平成 28 年 10 月現在)

(2) 自然環境

本県は、年平均気温が17.4（全国3位）、日照時間が2,116時間（全国3位）、快晴日数が53日（全国2位）といずれも全国トップクラスであるなど、優れた自然条件を有している。

項目	宮崎県	全国順位
年平均気温	17.4	3
日照時間(平年値)	2,116時間	3
快晴日数(平年値)	53日	2
降水量(平年値)	2,509mm	2

気象庁「気象庁年報」(平成25年)

また、降水量も県全域で年間2,000mm以上の雨が降り、全国有数の豊富な水資源を有している。

このほか、気象について特筆すべきこととして、竜巻の発生件数が全国4位と多いことが挙げられる。

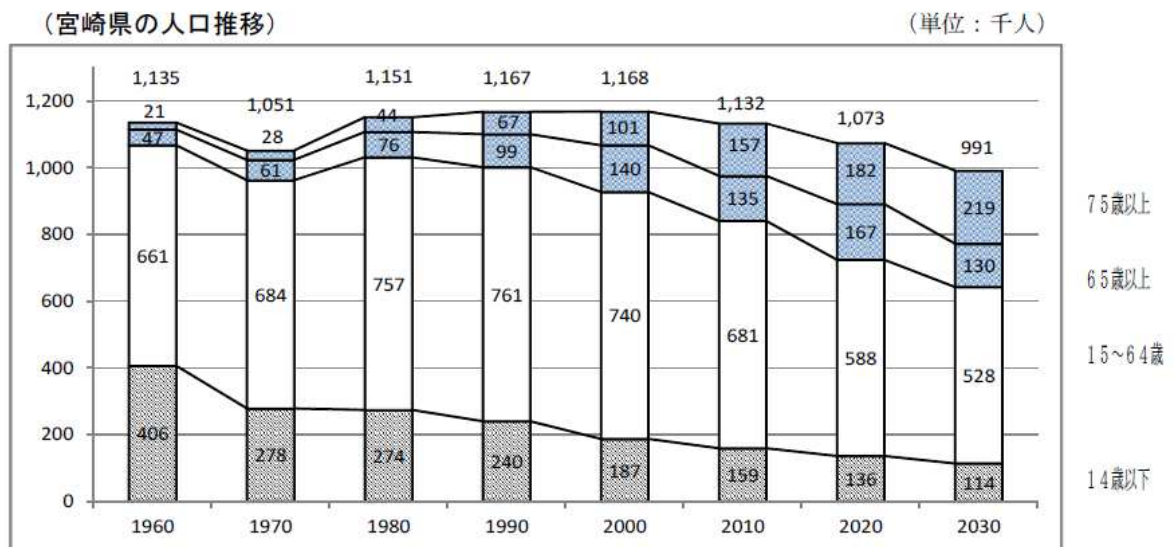
(3) 人口

本県人口は、平成28年現在、約110万人であるが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による将来人口推計では、平成42年に99万人、平成52年に90万人程度に減少すると推計されている。

人口減少の要因を見ると、戦後から1990年代後半までの多くの期間で社会減が自然増を上回ることによって生じていたが、2000年代以降は、自然減と社会減の同時進行によって、人口減少が加速してきている。

社人研推計を基に、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析したところ、県内市町村の多くは自然増減の影響よりも社会増減の影響が大きくなっている。

人口規模の大きな都市でも、宮崎市では自然増減の影響の方が大きく、延岡市では社会増減・自然増減の影響が共に大きくなっている。一方、特に県北の中山間地の町村においては、社会増減の影響がかなり大きくなっているなど、市町村によって置かれている状況に大きな違いがある。



(出典:2010年までは総務省国勢調査(年齢不詳除く)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」)

(4) 産 業

県内産業は、第一次産業が全国に比べて高い水準となっており、農業産出額は全国上位にある。

第二次産業は、全国に比べて低い水準となっており、分類別構成比を見ると「食料品」が最も多く、次いで「電子部品」、「飲料・たばこ」、「化学」の順となっている。

第三次産業は、全国水準をやや下回っているが、第一次、第二次産業から第三次産業へと移行していく傾向にある。

名目総生産額

(単位：億円、%)

	全 体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
全 国	4,790,837	56,886	1,170,241	3,526,428
(平成 25 年)	-	1.2	24.6	74.2
宮 崎 県	36,059	1,580	8,185	25,983
(平成 25 年度)	-	4.4	22.7	72.1

(注) 総生産額は、輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税が加算控除されているため一次、二次、三次産業の合計は一致しない。

出典：平成 26 年国民経済計算（内閣府）、平成 25 年度県民経済計算（宮崎県）

本県の平成 26 年度の食料自給率（概算値）はカロリーベースで 67%と全国第 14 位、生産額ベースでは 277%で、国が生産額ベースを公表して以来、全国第 1 位を堅持している。

就業人口（平成 22 年）は第三次産業が最も多くなっているが、全国と比較すると、本県は「農業」「建設業」「医療・福祉」などの割合が高く、「製造業」「サービス業」などの割合が低くなっている。

また、全国と比較すると女性の有業率が高く、産業面において女性や高齢者は重要な働き手となっていることから、今後も女性が働きやすい環境や、高齢者の就業環境づくりに取り組んでいく必要がある。

2 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

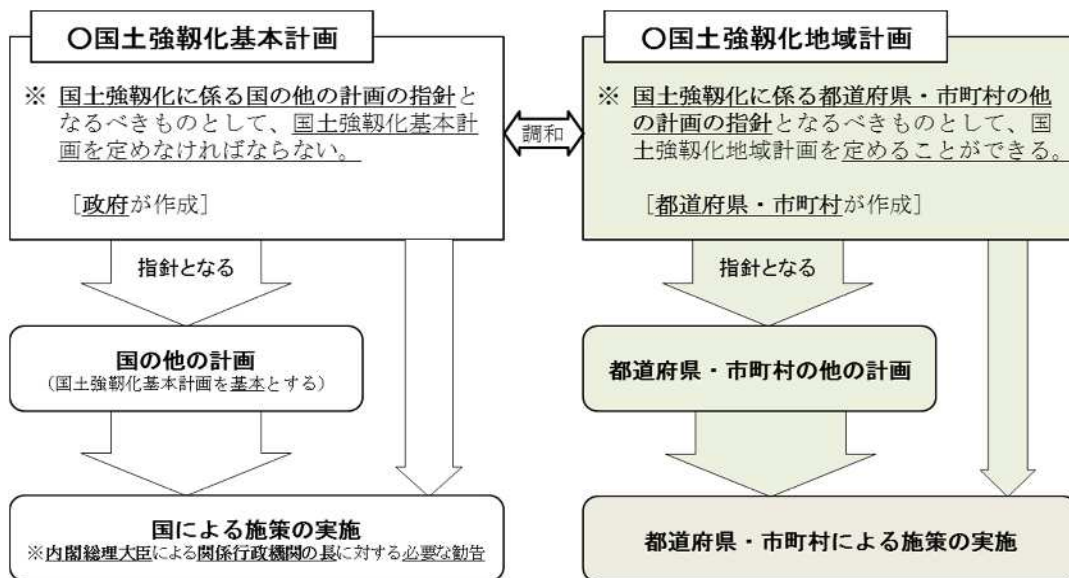
本県においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎県の強靱化を推進する指針となる、宮崎県国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

3 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、宮崎県の強靱化に関し、地域強靱化に関する他の計画等の指針となるものである。

なお、地域計画は基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和を図るものとする。

< 国の基本計画及び地域計画の関係 >



基本法第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第1章 計画の基本的考え方

1 基本目標

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされている。

このため、本計画では、基本法の理念に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

人命の保護が最大限図られること

県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた県土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

本県の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

災害に強い県土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、生活機能の維持・向上や地域経済の持続的な成長につなげるとともに、県内各地域の多様性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

本県のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

人口の減少等に起因する県民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的・効果的に施策を推進すること。

施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3 基本的な進め方

「強靱化」は、いわば県のリスクマネジメントであり、次の PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、県全体の強靱化の取組を推進する。

強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析

リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定

脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応
方策を検討

課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策を計画的に
実施

その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善の実施

この際、「脆弱性の評価」及び「リスクに対応する対応方針の策定」に当たっては、仮に起きれば本県に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、部局内又は部局横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策（群））を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的な連携を促すとともに、各分野の行政の取組を各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

また、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（業績評価指標の導入、見直し等）、プログラムごとの施策の進捗管理を行い、強靱化の取組を順次ステップアップするとともに、その取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとする。

第2章 本県における災害リスク

本県は、年間を通して温暖な気候に恵まれているが、地理的・自然的条件等から風水害や土砂災害、地震災害、火山災害等の自然災害の影響を受けやすい。

特に台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、平成17年の台風14号では、死者13名を含む甚大な被害が生じている。

また、県南部には、始良カルデラを形成した入戸火砕流（シラス）によって、シラス台地が広く形成されているほか、宮崎市、日南市、串間市の周辺にもその分布が見られる。シラスは一般に軟弱で崩れやすい性質を持つため、シラス台地では地震や降雨以外に特定の誘因がなくても、崩壊が起こる場合があり、過去にはシラス崩壊や陥没など、シラスを素因とした土砂災害により、死者を含む被害が生じたこともある。

地球温暖化の影響等により時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化する中、県内でも想像を超える被害が発生することも考えられる。

平成17年台風14号による被害

平成17年9月4日～6日にかけて本県に接近した台風14号は、最大風速約50メートルで暴風域が直径560km、強風域も直径1,550kmと非常に強い勢力を葆ち、さらに、速度も時速10～20kmとゆっくりとした移動をしたため、多大なる雨をもたらし、美郷町神門では降り始めからの総雨量が1,321mmにも及んだ。

この大雨による影響で、宮崎市や延岡市をはじめとする平野部が浸水等による家屋全壊等の被害を受け、山間部では土砂崩れ等が発生し、高千穂町、椎葉村などで死者が発生した。

避難指示は12市町村で約12万人に出され、自衛隊の災害派遣も宮崎市をはじめとする8市町村に延べ3,040名が派遣され捜索・救助活動等に従事。宮崎市をはじめ13市町村に災害救助法が適用された。

人的被害	死者13名	重傷者5名
住居被害	全壊1,136棟	半壊3,381棟
被害総額	約1,288億円	



河川氾濫（日向市）



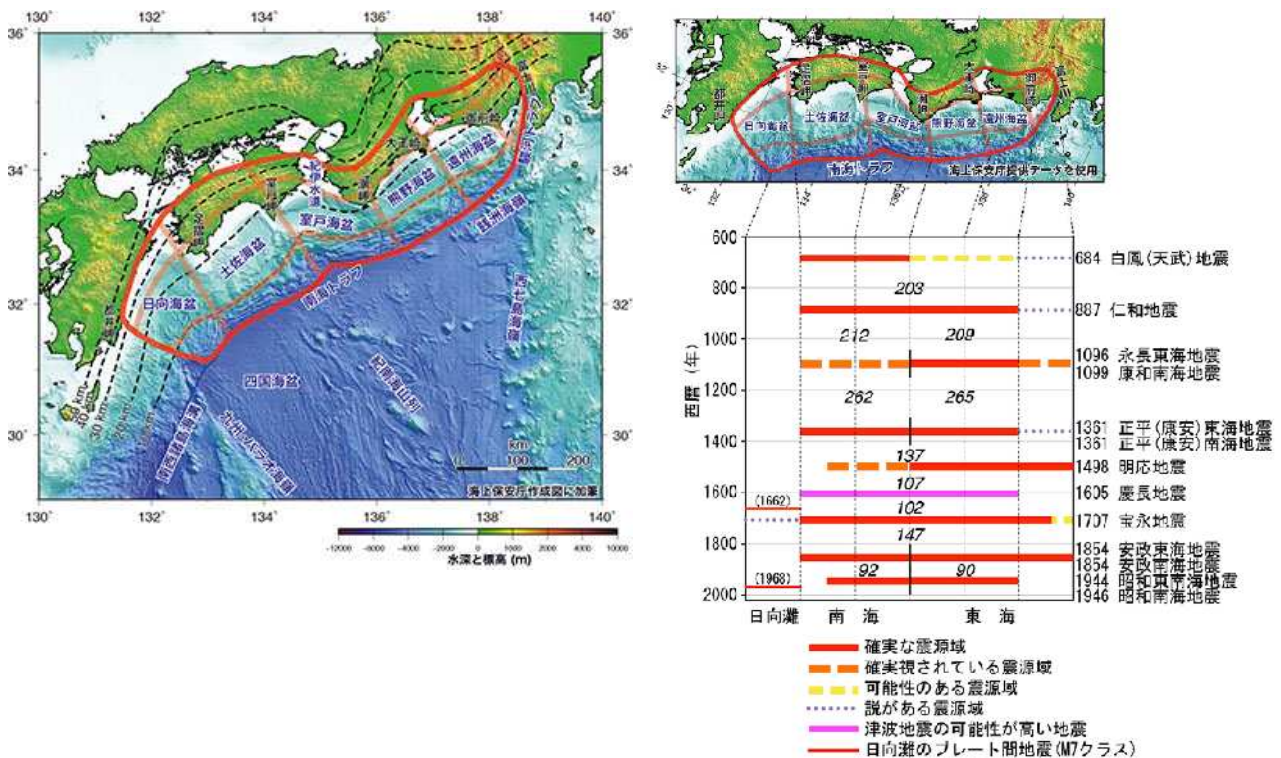
土砂災害（宮崎市）

本県は、東部が太平洋（日向灘）に面しており、延岡市から串間市まで10市町にまたがる総延長約438kmの海岸を有している。日向灘沿岸は、北部が日豊海岸国定公園に、南部が日南海岸国定公園にそれぞれ指定されており、アカウミガメをはじめとする野生動物の生息・産卵が見られるほか、天然記念物の樹林帯等が分布するなど、美しい海岸景観となっている。

一方で、日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置しており、過去十数年から数十年間隔で、マグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70~80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらには、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、東日本大震災を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（M9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。

なお、平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、県内の全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、さらに沿岸の10市町は、特に深刻な津波被害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。



南海トラフ沿いの地震の発生状況
地震調査研究推進本部(2013):南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)

南海トラフ巨大地震による被害想定

【震度及び津波高】

最大震度 震度 7

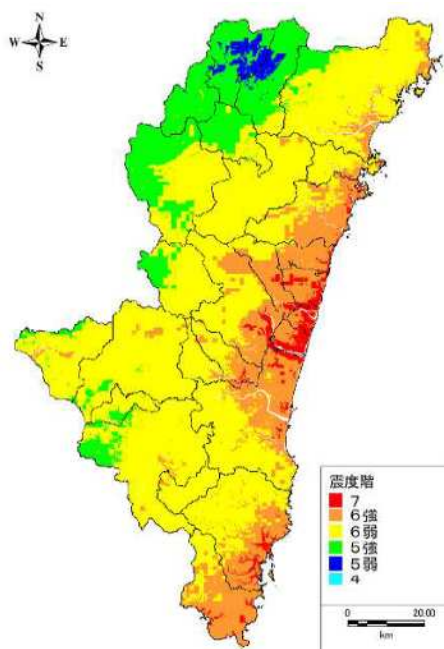
最大津波高 17m

内閣府の強震断層モデルと県独自の断層モデルの想定を重ね合わせて想定した最大クラスの地震動による。

【被害想定】

人的被害（死者数）	約 35,000 人
建物被害（全壊棟数）	約 89,000 棟
避難者（1週間後）	約 39 万人
ライフライン被害：発災直後	
上水道（断水人口）	約 105 万人
下水道（支障人口）	約 64 万人
電力（停電件数）	約 53 万件
通信（固定電話不通回線数）	約 34 万回線
災害廃棄物	約 750 万トン
経済被害	
資産などの被害	約 5.3 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 1.1 兆円

内閣府の強震断層モデル及び津波断層モデルを用いて本県独自に再解析した想定による。



最大クラスの地震による県内震度分布図

このほか内陸部では、火山活動等による地震が発生する恐れがあり、昭和 43 年のえびの地震では、韓国岳北西 15 km 付近を震源とした直下型地震（M6.1）で、えびの市を中心に多くの家屋が全半壊し、各所で山腹崩壊・崖崩れが発生して死傷者が出るなど大きな被害を受けた。

宮崎県に被害を与えた主な地震

地震名（通称）	発生年月日	地震規模	県内最大震度
慶長南海大地震	1605 年 2 月 3 日	M7.9	-
外所地震	1662 年 10 月 31 日	M7.6	6
宝永地震	1707 年 10 月 28 日	M8.4	7
安政南海地震	1854 年 12 月 24 日	M8.4	7
昭和南海地震	1946 年 12 月 21 日	M8.0	4
えびの地震	1968 年 2 月 21 日	M6.1	6

【外所地震（とんどころじしん）】

外所地震は、1662年10月31日（寛文2年9月20日）未明に日向灘沖で発生したマグニチュード7.6の地震。1662年日向灘地震とも呼ばれ、宮崎県内の沿岸各地で津波や土砂災害が発生し、死者200名、家屋全壊3,800戸の甚大な被害があったと伝えられている。

宮崎市熊野字島山に現存する7基の供養塔は、かろうじて生き残った人々のダメージが、いかに大きいのであったかということとともに、大地震・津波の被害を後世に語り伝え、防災上の戒めとするため、地域の方々が概ね50年ごとに1基ずつ建てて増やしてきたものである。

「宮崎県における災害文化の伝承」から

災害の規模や被害については諸説ある。



外所地震供養塔（宮崎市）

火山活動によって本県に被害をもたらす可能性のある火山として、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳があり、特に霧島山が噴火すれば、噴石や火砕流、溶岩流、降灰などにより北諸県・西諸県地域を中心に人命、財産、平穏な生活を失いかねない。

周辺地域は観光客や登山客も多いため、避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。

平成23年には、約50年ぶりに新燃岳が爆発的噴火をして家屋や農作物等に多大な被害が生じたほか、江戸時代には同じく新燃岳の爆発的噴火により、死傷者60名以上を含む被害が生じた記録も残されている。



平成23年新燃岳噴火

霧島火山で大きな被害の記録が残っている主な噴火活動

発生年	発生場所	火山活動の状況	災害状況
788	御鉢	噴火、溶岩流、火砕流、降下火砕物	霧島神宮焼失
1235	御鉢	噴火、溶岩流、火砕流、降下火砕物	社寺什宝焼失
1566	御鉢	噴火、降下火砕物	死者多数
1716-1717	新燃岳	爆発的噴火、火砕流、泥流、降下火砕物	死傷者60名以上
1895	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者4名
1896	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者1名
1900	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者2名
1923	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者1名
1959	新燃岳	爆発的噴火（水蒸気爆発）、降下火砕物	森林、農作物被害
2011	新燃岳	爆発的噴火、降下火砕物	森林、農作物被害

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

地域計画は国の基本計画との調和を図る必要があることから、基本計画の策定手法及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

（1）想定するリスク

県民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること等を勘案し、本計画においては、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定した評価を実施した。

（2）施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画の施策を参考に、次のとおり9つの個別施策分野、4つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】

行政機能 / 警察・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉
エネルギー・情報通信	産業	交通・物流
農林水産	国土保全	環境

【横断的分野】

リスクコミュニケーション	老朽化対策	産学官民・広域連携
地域活性化		

（3）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされていることから、基本計画に掲げられている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本県の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして41の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	発生時	発生直後	復旧	復興	
1. 人命の保護が最大限図られる 2. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される 3. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災					
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生					
		1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水					
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態					
		1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生					
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止					
		2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態					
		2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生					
		2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
		2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶					
		2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足					
		2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺					
		2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下					
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発					
		3-3 県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止					
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による県内経済の停滞					
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止					
		5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等					
		5-4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止					
		5-5 食糧等の安定供給の停滞					
6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止						
	6-2 上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止						
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態						
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生						
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生						
	7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺						
	7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生						
	7-5 有害物資の大規模拡散・流出						
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
	7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響						
8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-4 高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態						

(4) 評価の実施手順

4 1 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

なお、評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

2 評価結果のポイント

評価結果は、別紙のとおりであり、脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する地域強靱化施策については、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化施策をその基本目標(人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う)に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設/システムの整備等により、代替性・冗長性等の確保や BCP 等に基づく業務継続体制の整備を行う必要がある。

(3) 国、市町村、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国、市町村、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたる。県以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成などの組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。また、他県の行政や民間団体等からの広域的な応援を円滑に受け入れることも求められる。

第4章 地域強靱化の推進方針

1 施策分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下9つの個別施策分野と4つの横断的分野とする。

【個別施策分野】

行政機能 / 警察・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉
エネルギー・情報通信	産業	交通・物流
農林水産	国土保全	環境

【横断的分野】

リスクコミュニケーション ②老朽化対策 産学官民・広域連携
地域活性化

2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1で設定した13の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これら13の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。

なお、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針は別紙のとおりである。

文中の【 】内の文字は施策に関連のある県の部局を表す

【総合】総合政策部	【総務】総務部	【危機】危機管理局
【福祉】福祉保健部	【環境】環境森林部	【商工】商工観光労働部
【農政】農政水産部	【県土】県土整備部	【会計】会計管理局
【教育】教育委員会	【企業】企業局	【病院】病院局
【警察】県警本部		

文中の数字（1 - 1など）は、第3章 脆弱性評価において設定した関連するリスクシナリオを表す。

個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能 / 警察・消防等

(県災害対策本部体制の充実・強化)

大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局のOB職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。【危機】

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画の運用に対応した、県外からの支援受入体制構築に必要な災害対策本部組織の見直しを行うとともに、地方支部の役割・機能を検証し、支部レベルでの訓練の実施や資機材の整備等により地方支部の災害対応力を高める。【危機】

災害対策支援情報システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣など、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。【危機】

災害時に市町村・関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や市町村、国及び関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。【危機】

大規模災害時に市町村等が行う災害応急・復旧活動を支援する県職員の応援派遣制度について検討を進める。【危機】

3-3

(支援の受入体制の構築)

県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。今後は、計画をより具体化するため、県においてはマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていく。

また、各種防災拠点の充実や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。【危機】

2-1 2-4 2-5 2-7 3-3

(県職員の災害対応能力の向上)

大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。【危機】

3-3

（宮崎県業務継続計画（BCP）の推進）

平成 24 年度に策定した県業務継続計画（BCP）について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図る。また、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。【危機】【各部署】

3-3

（市町村の防災体制の充実）

市町村の首長や職員を対象とした研修、総合防災訓練等により初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進する。また、市町村が災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう、研修会の開催等により、市町村における業務継続計画（BCP）の策定を促進する。【危機】

市町村において、平時から、被災後発生すると想定される業務の整理・確認や職員への研修、訓練を通じて災害対応力を強化するとともに、業務内容のフロー図等によるマニュアル化を行い、外部からの受援が円滑に行われるよう助言・支援する。【危機】

3-3

（防災拠点となる県・市町村施設の耐震化等）

現在の県庁舎は耐震性能の不足等から防災拠点としての機能を十分に果たし得ない恐れがあるため、大規模災害時に県民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点庁舎の整備を推進する。【総務】

市町村庁舎についても、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化や津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策及び代替拠点の確保等を促進する。【危機】【県土】

3-3

（災害緊急車両、重要施設への燃料供給体制の確立）

災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急車両や重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を進める。【危機】

2-5

（避難情報の的確な発令）

風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。【危機】

1-4 1-5 1-6

(防災情報(水位・雨量・カメラ画像)の提供)

水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠な防災情報(雨量、河川水位、カメラ画像)を、市町村や県民へ正しく安定的に提供するため、計画的に機器類の更新や改修を進める。【県土】

1-6

(被災者台帳の整備促進)

被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。【危機】

8-6

(避難所における生活環境の改善)

被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」(いずれも内閣府)等を参考に、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、既に作成済の市町村においても、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、市町村と住民が連携した取組を促進する。また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。【危機】

2-2

(避難所の耐震化・機能強化)

大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から県民の命を守るため、市町村が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材対策を含む)、老朽化対策及び機能強化を促進する。

【危機】

2-2

(避難所外避難者対策)

大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。【総合】【危機】

2-2

(県有施設利用者等の安全対策)

県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。

また、指定管理者制度導入施設においても、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。【各部局】

2-2 2-6

(広域避難対策)

大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。県南においては、取組が進められている「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応するとともに、県内の他地域においても、枠組みを含め、沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める必要がある。また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある。更に県内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口9県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制の検討を進める。【危機】

2-2

(災害時の活動拠点等の整備)

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び県の「宮崎県実施計画」に基づき緊急輸送地域ルートを選定、救助活動拠点(9箇所)、広域物資輸送拠点(3箇所)、重症患者の航空搬送拠点(4箇所)を選定しているが、今後は、各拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、広域物資輸送拠点の代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。

特に、「道の駅」はその立地や設備等により、防災拠点としての活用が期待できることから、国や市町村と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、それぞれの道の駅にふさわしい防災機能の充実を図る。【危機】【県土】

2-1

(自治体間の応援体制の構築)

九州地方知事会における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。【危機】

県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。【危機】

2-1 3-3 8-2

(広域火葬体制の構築)

大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を推進する。【福祉】

2-8

(罹災証明交付体制の確立)

罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、市町村において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、罹災証明発行に関する市町村独自のマニュアル作成、人材育成や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する。【危機】

8-6

(防災関係機関の連携強化)

大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。【危機】

被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。

【危機】

物資の調達や燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進する。【危機】

2-1,3,4,7 3-3 5-3 6-4 7-2,3,5 7-3,5 8-2,4

(総合防災情報ネットワークの整備)

民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成9年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。【危機】

東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。【危機】

災害時に国、電気通信事業者から電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け、県の情報伝達手段を確保することも想定し、関係機関との連携を強化する。【危機】

1-4 3-3 4-1

(道路交通情報の把握)

発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。【危機】【県土】【警察】

2-1 2-3 2-6 2-7 3-2 6-4 7-1 7-3

（ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進）

東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。【総合】【各部署】

3-3 4-1

（県・市町村における備蓄推進）

生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市町村の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、県、市町村における計画的な備蓄を推進する。【危機】

2-1 2-6

（県民の防災意識の啓発）

大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高めるとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。【危機】

1-1,3,4,5,6 2-1 2-3 7-1

（自主防災組織等の活性化推進）

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。【危機】

地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するとともに、市町村やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。【危機】

1-1,3,4,5,6 2-2,3 4-2 7-1 8-3

（学校における津波避難対策）

津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。【教育】

防災教育に係る専門家等の助言を得ながら、県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する。

また、防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく。【教育】

1-3

（災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化）

津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保し、海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請する。

また、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進するとともに、市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を促進する。

【危機】

今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。【危機】

1-3 1-6 4-2

（県民への広報、広聴機能の整備）

県ホームページや防災・防犯情報メール、県SNS（ツイッター、フェイスブック）を活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。また、広聴・情報収集手段として双方向の通信が可能なSNSの活用を推進するとともに、その他有効な手段について検討を行う。【総合】【危機】

2-2 4-2

（災害発生時の情報発信）

災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と伝達手段について検討を進める。【総合】【危機】【環境】【農政】

7-7

（霧島山の火山対策の推進）

霧島山周辺の本県及び鹿児島県の市町が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、霧島山で噴火が想定される4つの火口（えびの高原硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）のうち、噴火警戒レベルが設定されていないものについて、順次レベル設定を図るとともに、市町村における避難計画の策定、登山者等が集まる集客施設における避難確保計画の作成の促進、情報伝達体制、避難施設及び避難路の

確保などソフト・ハード両面について、霧島山火山防災協議会で協議を実施しながら、霧島山に係る警戒避難体制の整備を図る。【危機】

1-5

（警察災害派遣隊の体制強化）

災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る。【警察】

2-4 7-1 8-3

（警察施設の耐震化）

交番・駐在所の耐震化を進めるため、構造の区分等を基に計画的に更新整備しており、特に、昭和56年以前に建築された施設を随時建て替える。【警察】

2-4 3-1 8-3

（警察通信機能の強化）

警ら用無線自動車等に搭載されたカーロケータ車載端末の中には、取り外して署端末として110番通報の事案入力可能なものがあることから、各署に対して同機能の取扱いを教養し、災害発生時の効果的活用を図る。【警察】

津波浸水が想定される警察署については、発電機等の嵩上げを行うとともに、地下タンクからの燃料供給ルートが浸水に無防備であることから、津波から燃料を保護する対策を平成26年度までに行ったところであるが、今後、想定される新たな停電対策について順次整備を図る。【警察】

4-1 8-3

（県警通信指令システムの強化）

多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから各警察署に対し、災害対策機能について教養を行い、同機能の活用、取扱習熟を図る。【警察】

2-4

（災害時の交通規制対策）

現行の緊急交通路の指定予定路線について、関係機関と協議を進めながら、現状に則した見直しを図る。【警察】

災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。【警察】

2-1 7-3

（信号機の停電対策）

沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。【警察】

2-7 3-1 3-2 7-3

(信号停止時の交通対策強化)

交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系(全国系)無線機の配備を計画的に進める。【県警】

2-4 2-7 3-1 3-2 7-3

(被收容者の逃亡等を想定した訓練の実施)

留置施設を開設している警察署(常設署8署、委託署1署)は、大規模災害を想定した被留置者の一時避難場所への避難訓練や被留置者の逃走事案を想定した訓練を定期異動後、速やかに年1回以上実施しており、今後も継続して訓練を行う。【警察】

宮崎刑務所、少年鑑別所、検察庁、裁判所については、県警本部、管下警察署と連携し被疑者等の逃走時の対応について図上訓練を実施しているが、災害を想定した避難措置及び逃走事案を想定した訓練等を関係機関と協議検討する。【警察】

3-1

(消防力の充実・強化)

消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。【危機】

2-3 2-4 5-3 7-1 8-3

(消防施設における非常用電源設備等の整備)

大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。【危機】

3-3

(消防広域応援体制の強化)

緊急消防援助隊の本県隊について、県総合防災訓練及び県外で行われる九州ブロック訓練に積極的に参加するとともに補助制度等を利用して装備の充実に努める。【危機】

2-4 7-1

(ヘリ関係機関の連携強化)

大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、各市町村1箇所以上のヘリコプター活動拠点の確保、各災害拠点病院周辺に1箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備を推進する。【危機】

1-3

(ヘリコプターによる孤立集落支援)

孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、定期的な整備による防災ヘリの信頼性向上を図るとともに、ヘリの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリ運用が図れるヘリ運用調整会議等により事前の検討を行うとともに、総合防災訓練等による連携強化を図る。【危機】

2-3

(業績評価指標)

- ・ 県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27) 55% (H30)
- ・ 自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27) 85.0% (H30)
- ・ 防災士数 3,160人 (H28) 4,000人 (H30)
- ・ 県広報ソーシャルメディア閲覧件数 11,221件 (H26) 20,000件 (H30)
- ・ 信号機自起動型発動発電機 79基 (H27) 88基 (H30)
- ・ 信号機電池式発電機 11基 (H27) 14基 (H30)
- ・ 信号機ハイブリッド型発電機 13基 (H27) 16基 (H30)
- ・ 信号機可搬式発動発電機 42基 (H27) 45基 (H30)
- ・ 人口千人当たりの消防団員数 13.4人 (H27) 13.5人 (H30)

(2) 住宅・都市

(建築物の耐震化)

耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。【県土】

1-1 1-2 7-3

(住宅の耐震化)

住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震性が不足していると見込まれる住宅の約95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。【県土】

1-1 7-3

(沿道建築物の耐震化)

沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。【県土】

1-3 2-7 4-1 5-4 6-4 7-3

(学校施設の耐震化)

避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。【総合】【教育】

1-1 2-2

(大規模盛土造成地マップの作成・公表)

大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、これらの大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認及び予防対策が必要であるため、市町村におけるこれらの位置図の作成・公表を促進する。【県土】

1-1

(上水道施設等の耐震化)

上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も

含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。【福祉】

2-1 2-6 6-2

（下水道施設の災害対策）

下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道 BCP に基づく防災訓練の実施を促進する。【県土】

2-8 6-3

（下水道による浸水対策）

内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き促進する。【県土】

1-4

（埋設ガス管の耐震化）

耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設がガス管の耐震対策の完了していない施設の管理者は、耐震性に優れたガス管への交換に努める。【県土】【教育】

1-1

（被災建築物応急危険度判定士等の確保）

大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。【県土】

8-2 8-6

（不特定の者が利用する建築物の防火対策）

建築基準法に基づく特殊建築物について、防火設備、避難設備の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要があるが、平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法により、所有者等が定期的に点検・報告を行わなければならない対象建築物等の範囲が大幅に拡大されたため、定期報告制度が的確に実施されるよう体制整備を推進する。【県土】

1-2

（住宅の火災予防対策）

住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。【危機】

1-1 7-1

(街路事業の推進)

市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。【県土】

1-1 1-3 7-1

(防災空間の確保)

土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。【県土】

1-1 7-1

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【県土】

1-1 7-1

(津波避難施設の整備、津波避難場所の確保)

民間ビルの避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進する。また、周辺に避難できる高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、津波避難タワーや市町村の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設などの新たな避難施設の整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域(近くに高台がなく高い建物もない地域)を解消する。
【危機】【県土】

1-3

(避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進)

避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。【県土】

1-1 7-1

(県立都市公園施設等の防災対策)

県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時待避施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。また、公園利用者の津波からの避難を着実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難ルートのお知らせなど、ハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策の検討を推進する。【県土】

1-2 1-3

(応急仮設住宅供給体制の充実)

南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、必要と想定される応急仮設住宅建設戸数5万戸の建設候補地を早期に確保するため、市町村に対し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る。【県土】

8-3 8-6

(事業者等と連携した帰宅困難者支援)

コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する。【危機】

2-6

(一時避難所としての都市公園の整備)

帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する。【県土】

2-6

(中山間地域の振興・地域コミュニティの活性化)

過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する。【総合】

2-2 2-3 7-6 8-2 8-3

(業績評価指標)

- ・特定建築物の耐震化率 93.9% (H27) 95%(H32)
- ・住宅の耐震化率 77.8% (H27) 90% (H32)
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1% (H27) 3.6% (H32)
- ・下水道による都市浸水対策達成率 58.5%(H27) 58.8% (H30)
- ・「いきいき集落」認定数(延べ数) 128 (H27) 140 (H30)

(3) 保健医療・福祉

(福祉施設 B C P の策定促進)

高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関する B C P の考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。【福祉】

2-1、2-7

(医療 B C P の策定促進)

災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院における B C P の考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。【福祉】

2-1、2-7

(医療施設、社会福祉施設の耐震化促進)

入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等に利用される場合もあることから、国庫補助制度等を活用できる医療施設については、耐震化を進めるよう働きかける。【福祉】

1-2

県立病院においては、耐震化を済ませるとともに、家具等の固定を実施してきた。現在進めている宮崎病院の再整備では免震構造の採用を計画しており、更なる地震対策を図っていく。【病院】

1-1

(医療施設における非常用電源、受水槽の整備)

国庫補助制度等を活用できる医療施設については、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける。県立病院は、基幹・地域災害拠点病院として、今後もライフラインの確保や医薬品、食料等の備蓄に努める。【福祉】【病院】

2-5

(医療機関の浸水対策)

河川氾濫等による市街地の浸水時においても災害拠点病院の機能を維持するため、電源設備や検査機器等の上階への移動等、施設の浸水対策を進める。【福祉】

県立病院ではこれまでも浸水対策として、非常用発電設備を上層階に増設するなど行ってきた。宮崎病院の再整備においては、浸水高予想高までの盛り土を計画しており、対策を強化していく。【病院】

1-4

(災害時の医療体制整備)

災害派遣医療チーム (DMAT) の技能維持を図るため、隊員を対象にした技能維持研修会への参加を呼びかける。また、災害医療コーディネーター向けの研修会を開催し、

各医療圏の医療救護活動全般の調整を行うコーディネーターの知識・技能の向上を図る。

【福祉】

救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制の構築を図る。

【福祉】

広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が図られるよう、市町村や医療施設の関係者を対象にした研修会を開催する。【福祉】

災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備と人材育成、派遣体制の整備を行う。【福祉】

県立宮崎病院においては、再整備の計画を進めており、ヘリポートの設置等の基幹災害拠点病院としての機能強化を図る。【病院】

2-7

（ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営）

定期的な災害派遣医療チーム（DMAT）隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。

【福祉】

2-7

（孤立集落における医療確保）

県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。【危機】【福祉】

2-3

（医薬品等の確保対策）

災害時における支援活動に関する協定締結団体等との連絡調整会議を定期的に行い、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。

【福祉】

2-1

（被災地における感染症予防・衛生対策）

避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する。【福祉】

2-8

（避難者の健康対策）

避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外

の被災者の健康対策についても、市町村、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。【福祉】

2-2

（要配慮者対策の推進）

要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえ、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援する。【危機】【福祉】【商工】

要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災商品の普及、バリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進する。【危機】【福祉】【商工】

要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。【危機】【福祉】【商工】

1-3

（高齢者施設の防災対策）

定期的実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施等防災対策の徹底を図る。【福祉】

1-1

（避難行動要支援者対策の推進）

市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難な避難のため特に避難を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する。また、個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、県民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図るとともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取組を促進する。【危機】【福祉】

津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。【福祉】

民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。【福祉】

1-1,3,4,5,6

(福祉避難所の整備)

一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。【危機】【福祉】

2-2

(災害時の福祉体制整備)

福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための、福祉版DMATにあたる「災害派遣福祉チーム」の創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

【福祉】

2-7

(災害ボランティアの体制強化)

ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。【総合】

2-2 8-3 8-6

(民生委員・児童委員の確保)

民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。平成26年度に「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」を制定し、突発的な災害で民生委員・児童委員を増やす要請があった場合でも対応可能としたところであり、市町村の理解を得ながら規則の趣旨等の定着に努める。【福祉】

8-3

(被災者の生活再建支援)

被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度内容及び手続についての市町村の理解促進を図るとともに、市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。【福祉】

8-6

(業績評価指標)

- ・ DPAT（先遣隊）登録数 2チーム（H27） 3チーム（H28）
- ・ 民生委員・児童委員充足率 97.9%（H28） 100%（H32）
- ・ 福祉避難所指定市町村数 21市町村（H27） 26市町村（H32）

(4) エネルギー・情報通信

(再生可能エネルギーの導入)

庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。【環境】 3-3

再生可能エネルギー発電事業に取り組む中小企業者等に対して、県中小企業融資制度の活用を通じた金融支援を行う。【商工】 6-1

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、地域等における新エネルギーの共同利用システム等について、家庭や事業者の団地等への導入を促進する。【環境】

エネルギー供給源の多様化のため、本県の強みである、太陽光、バイオマス、小水力等のエネルギーの導入を促進する。【環境】

2-3 5-2 6-1

(災害時における優先供給施設等への燃料供給)

災害時に国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。また、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。【危機】

2-1 2-5 4-1 4-2 5-2 6-1

(電力事業者における災害対策)

電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【危機】

4-1

(県企業局の電気事業における各設備の地震対策)

ダム本体及び放流ゲート等ダム設備については早期に耐性評価を行い、照査結果により下流域に大きな影響を与える箇所から耐震化補強を順次整備・推進する。【企業】

6-1

(情報インフラの確保対策)

社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業の間には複雑な相互依存関係が存在しており、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。【危機】

国、市町村、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する。【危機】

4-1

（宮崎情報ハイウェイ 21 の適切な運営・管理）

「宮崎情報ハイウェイ 21」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバ区間の地中化やバックアップ回線の確保、拠点施設や機器の多重化、アクセスポイントの強化等、費用や効果等を比較・検討しながら、耐災害性の強化を着実に進めていく。【総合】

4-1

（放送事業者・通信事業者における災害対策）

放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【総合】【危機】

4-2

（防災拠点における無線 LAN 環境整備）

県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する。【総合】

4-1

（避難施設における通信整備の確保）

市町村と通信事業者の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。【危機】

津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備の整備について市町村と検討を進める。【危機】

1-3 2-2 2-3

（携帯電話エリア整備）

緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく。【総合】

1-6 2-2 2-3

（業績評価指標）

・再生可能エネルギー供給量 814,290kW（H27） 821,000kW（H32）

太陽光発電：717,109kW バイオマス発電：90,221kW 小水力発電：6,960kW

(5) 産 業

(企業防災の促進)

BCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。【商工】

5-1 5-2 5-3 5-5 6-1 7-2 7-7 8-6

企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携を深めるとともに、防災の観点からの企業の社会貢献が活発となるよう啓発を推進する。【危機】

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当。）」における企業の対策計画の策定を促進する。【危機】

1-1 5-1 5-3

(事業所等における備蓄促進)

事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する。【危機】

2-6

(耐震改修等を行う中小企業等への金融支援)

大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。【商工】

1-1 1-2 5-1 5-2 5-3 5-5 6-1 8-6

(被災中小企業等の再建支援)

被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。【商工】

5-1 8-6

(災害による離職者の支援)

現在、県内の中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））は、県が15,000千円を九州労働金庫に預託し、同金庫は当該資金を協調倍率4倍（60,000千円）にして、中小企業の労働者の生活資金及び教育資金として基準に基づき貸し付けているが、地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者でも、この貸付制度の利用ができるよう九州労働金庫等と協議・検討していく。【商工】

地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、県の本庁（雇用労働政策課内）と3総務商工センターで、平日の勤務時間内に開設している労働相談窓口について、時間外や窓口の設置場所等のあり方を検討していく。また、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と引き続き連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。【商工】

8-6

（食品事業者等との連携強化）

災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制やサプライチェーンに係る企業連携型のBCPについて検討を進める。【総合】【危機】【商工】【農政】

5-5

（工業用水道事業における地震対策）

主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく。【企業】

大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」（平成27年11月）の適切な運用により早期復旧を図る。【企業】

6-2 7-4

（旅行者等への防災対策）

スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。【危機】【商工】

今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。【危機】【商工】

1-2 1-3 1-6 2-2 2-6

（観光客誘致対策）

災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、各市町村や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。【商工】

7-7

(危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等)

消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。【危機】

5-3 7-2 7-5

(業績評価指標)

- ・商工会議所・商工会BCP策定率 4.3% (H27) 100% (H32)
- ・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数
7市町村 (H27) 26市町村 (H30)

(6) 交通・物流

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。【県土】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 6-4

緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道219号、国道327号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。【県土】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-4 5-5 6-4

緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。【県土】

2-1 2-3,4,7 5-4,5 6-4 8-4

緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006箇所)を中心に落石防止網等の法面对策等を推進する。【県土】

2-3,4,6 5-4,5 6-4

山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。【農政】【環境】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-5 6-4

細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。【県土】

2-1 2-4 2-7 5-5 6-4

緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁を確保するため、漁港における緊急輸送道路に連結した、耐震強化岸壁の整備を推進する。【農政】

6-4

（緊急輸送道路等の早期啓開体制整備）

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。【危機】【県土】【環境】

2-1 2-4 2-6 2-7 8-1 8-2

同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・市町村・建設業者等と連携して検討を進める。【危機】【県土】

2-3

（高速道路のミッシングリンクの早期解消）

東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。【県土】

5-1 5-2 5-5 5-4 6-1 8-4

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【県土】

2-7 7-3 2-6

（東九州新幹線の整備計画路線への格上げ）

広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。【総合】

5-4 8-4

（災害協定の締結等による生活物資調達）

平成28年に宮崎県備蓄基本指針を策定し県・市町村において備蓄すべき物資や備蓄量を定めたことから、指針に基づき県内民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。【危機】【福祉】【商工】【農政】

2-1

(主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化等の促進)

大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。【総合】【危機】

1-1 1-2 2-6 5-4 8-4

(空港、鉄道、港湾利用者の避難対策)

津波により被害を受けるおそれのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等において避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。【危機】【警察】

1-3

(地域交通網の確保)

地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。【総合】

8-3

(港湾の地震・津波対策)

L1津波(比較的発生頻度の高い津波)に対して、平成27年3月に変更した「日向灘沿岸海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な港湾海岸に対する整備を推進する。また、細島港及び宮崎港の避難施設整備を推進するとともに、港湾BCP(港湾事業継続計画)に基づき、港湾施設の被災調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。【県土】

1-3

(港湾の防災対策の推進)

細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられている。現在、県北の細島港に1箇所、県央の宮崎港に2箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。【県土】

港湾BCP(港湾事業継続計画)に基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。【危機】【県土】

5-1 5-3 5-4 8-4

(物資受入体制の確立)

南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め、広域物資輸送拠点(3箇所)の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定を締結し、専門家の支援を得ることとしている。

今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、市町村においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。【危機】

2-1

(業績評価指標)

- ・ 緊急輸送道路改良率 82.5%(H27) 84.0%(H30)
- ・ 県内高速道路供用率 70%(H27) 73%(H29)
- ・ 地域高規格道路整備率 54.6%(H27) 60.0%(H30)
- ・ 緊急輸送道路要対策箇所整備率 53%(H27) 54.6%(H32)
- ・ 緊急輸送道路における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27) 88.0%(H32)
- ・ 市街地等の幹線道路の無電柱化率 3.1%(H27) 3.6%(H32)
- ・ 港湾海岸の事業着手(H30)
- ・ 細島港避難施設整備 0箇所(H27) 2箇所(H30)
- ・ 宮崎港避難施設整備 0箇所(H27) 3箇所(H30)
- ・ 重要港湾の耐震岸壁整備 3バース(H27) 4バース(H32)

(7) 農林水産

(漁港の防災対策)

漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図るため、外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。【農政】

5-3 5-5

(農地農業用施設の保全)

シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。【農政】

5-3 5-5 7-6

(基幹的農業水利施設の長寿命化)

県営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。【農政】

5-3 5-5

(集落排水施設の機能保全)

農業集落排水施設の老朽化対策については、県内 60 施設のうち 14 施設が機能診断実施済みであるが、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。【農政】

2-8 6-3

(農業用ため池等の防災対策)

人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【農政】

農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。【農政】

5-3 5-5 7-6 7-4

(災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、(公社) 宮崎県物産貿易振興センターや会員企業等と連携し、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。【商工】

災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ情報発信の内容と情報発信伝達手段について検討を進める。【総合】
【環境】【農政】

7-7

(森林の整備)

人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。【環境】

7-6

(業績評価指標)

- ・ため池の整備数 175 箇所(H27) 195 箇所(H32)
- ・農業集落排水施設の機能診断実施率 23.3%(H27) 80%(H32)
- ・拠点漁港の機能強化事業着手率 80%(H27) 100%(H29)
- ・再造林面積 2,023ha(H27) 2,200ha(H32)
- ・間伐実施面積 5,198ha(H27) 8,200ha(H32)
うち、高齢級間伐実施面積 3,565ha(H27) 4,800ha(H32)

(8) 国土保全

(河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策)

L1津波(比較的発生頻度の高い津波)に対しては、海岸保全施設等を整備し、海岸堤防、河川堤防等による人命、資産の保護を図ることとし、L2津波(最大クラスの津波)に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策による人命を守るための対策を推進する。【危機】【県土】【農政】

L1津波(比較的発生頻度の高い津波)に対する対策が必要な約100kmの河川・海岸(平成25年12月設計津波の水位設定)のうち、河川単独で効果が発揮できる沖田川などの14水系の河川においては、河川整備計画等を策定して津波対策を積極的に推進するとともに、海岸事業と調整が必要な浦上川などの17水系の河川においても事業を積極的に推進する。また、平成27年3月に変更した「海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な細島港海岸など32海岸において積極的に事業を推進する。【県土】【農政】

河川・海岸堤防などについては、L1津波(比較的発生頻度の高い津波)・高潮に対応する高さを確保することを基本とし、これを超える津波等に対して粘り強い構造としながら高潮、地震・津波対策を着実に推進する。【県土】【農政】

災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策を推進する一方、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら避難体制などのソフト対策を進める。【危機】【県土】【農政】

1-3

(河川、海岸の耐震対策)

浸水被害軽減のために、L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策として整備する河川・海岸施設整備については、耐震対策も検討しながら、計画的に推進する。【県土】【農政】

8-5

(河川改修等による水害対策)

河川整備については、洪水に対する河道整備と合わせて中山間地域では宅地嵩上げを行って住家を洪水による浸水から防御する水防災事業を取り込むなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を積極的に推進する。【県土】

頻発する水害に対する防災・減災対策として、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。【県土】

災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める。【県土】

1-4

(防災対策の推進)

防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、輸送基盤施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震・津波・水害対策等を着実に推進する。【県土】

2-1,3,4,5,6,7 3-3 4-1 5-1,2,3,4,5 6-1,2 8-4

(土砂災害危険箇所の周知)

土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を促進する。【県土】

市町村において、市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を早急を実施する。【危機】【県土】

1-6

(山地災害の復旧や土砂流出の防止)

山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。【環境】

国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。【環境】

1-5 7-6

(木材利用を促進する技術開発)

森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるCLTを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。【環境】

7-6

(ダム施設の長寿命化)

ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う。【県土】

7-4

(砂防関係施設の長寿命化)

既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。【県土】

7-4

(農業用ため池等の防災対策)

人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【農政】

農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時に洪水調整の「機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。【農政】

1-5

(建設業の担い手育成)

地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。【県土】

8-2

(水防災意識社会の再構築)

気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。【危機】【県土】

1-4

(津波ハザードマップの作成促進)

住民の円滑な避難のため、市町における津波を想定した津波ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進する。また避難計画に基づく住民の津波避難訓練の実施を促進する。【危機】【県土】

1-3

(洪水ハザードマップの作成促進)

関係する市町村において、想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップの見直しが円滑に行われるように、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域の指定及び公表を計画的に進める。【県土】

洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表を促進する。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する。【危機】【県土】

1-4

(高潮ハザードマップの作成促進)

想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される範囲を把握するため、氾濫シミュレーションを実施し、必要に応じて浸水想定区域の指定及び公表を行う。【県土】

浸水想定区域が指定された場合は、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、市町で行う高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する。【危機】【県土】

1-4

(土砂災害危険箇所対策)

土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所及び霧島山周辺や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など市町村の取組を促進する。【危機】【県土】

1-5

(内水浸水被害対策)

内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水施設の整備を引き続き促進する。【県土】

8-5

(地籍調査の推進)

災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、県や地籍調査推進協議会等においては国に対して予算確保の要望活動や、進捗率の低い市町村や休止町に対して人員や予算確保についての啓発活動を推進する。【農政】

8-4

(健全な水循環の維持・回復)

豊かな水資源を保全するため、市町村と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、市町村及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。【総合】【環境】

6-2

(業績評価指標)

- ・河川改修が必要な区間の河川整備率 48.8%(H27) 50.2% (H30)
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率 49% (H27) 100% (H32)
- ・土砂災害警戒区域指定率 44.2% (H27) 100% (H33)
- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設(重要施設)及び避難所数
183 施設 (H27) 193 施設 (H30)
- ・下水道による都市浸水対策達成率 58.5%(H27) 58.8%(H30)
- ・山地災害危険地区の整備地区数
危険地区 4,425 地区のうち整備率 52.2% (2,308 地区) (H26) 整備率 54.2%(H32)
- ・民有保安林指定率 27.9% (H27) 31.0%(H32)

(9) 環境

(災害廃棄物処理)

南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制の構築を推進する。また、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援し、その実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等が促進されるよう支援する。【環境】

8-1

(浄化槽の強靱化対策)

浄化槽については、市町村に対して、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度活用を働きかけるなど、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、平成 28 年度にGISを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。【環境】

6-3

(有害物質拡散・流出の防止対策)

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関との連携を推進する。【環境】

7-5

(業績評価指標)

- ・市町村災害廃棄物処理計画の策定
策定済：12 市町村(H28.5) 26 市町村 (H28)

横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション

国土強靱化を進める上で、県民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる環境を整える。

南海トラフ地震等の最新の科学的知見に基づく被害想定に加え、過去に幾多の災害に見舞われてきた本県の災害事例から今後の教訓等を学び、伝承することで、県民の危機意識を正しく喚起していく。

大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。

防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的であることから、各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及及び災害ボランティア体験活動の推進・支援などにより学校における防災教育の充実を図る。また、防災研修や防災士資格の取得の推進により、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図る。

災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する。

ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。

(業績評価指標)

- ・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.4% (H27) 55% (H30)
- ・自主防災組織活動カバー率 82.3% (H27) 85.0% (H30)
- ・防災士数 3,160人 (H28) 4,000人 (H30)
うち女性防災士の数 586人 (H28) 686人 (H30)
- ・女性消防団員が在籍する市町村数 22市町村 (H27) 26市町村 (H30)

(2) 老朽化対策

公共施設等の老朽化や厳しい行財政運営を踏まえ、施設の保有・運営・維持の最適化を実現するため、「宮崎県公共施設等総合管理計画」に基づき総合的・計画的な施設管理を推進するとともに、個別施設計画をできるだけ早期に策定し、施設類型ごとに具体的な取組を推進する。

建物系施設・インフラ施設双方について、点検・診断・修繕を的確に実施し、その履歴情報を蓄積・評価して次回の点検につなげるメンテナンスサイクルを構築するとともに、点検・修繕履歴等の共有、保全マニュアルの活用、研修会の実施等により施設管理者等の支援を強化し、施設の長寿命化を図る。

すべての建物系施設の劣化状況や利用実態等の様々な情報を多角的に収集・分析するとともに、一元的に管理する県有施設評価システムを構築し、各施設の評価・分析を実施するとともに、施設類型ごとに地域の特性や行政ニーズ等を踏まえた上で総量最適化の検討を行う。

建物系施設について、県有施設に加え、国や市町村の施設を含めた施設情報の共有化や施設の集約化・複合化等に向けた定期的な情報更新を行うための効果的なエリアマネジメントの推進体制を地域の実情に応じて構築し、具体的な施設の有効活用について検討を進める。

(業績評価指標)

・緊急輸送道路における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策 87.4%(H27) 88.0%(H32)

・港湾施設(974施設)の長寿命化計画策定割合

302施設(防波堤、係留施設、橋梁)31%(H24) 974施設(港湾施設総数)100%(H32)

・海岸保全施設(港湾海岸)の長寿命化計画策定割合

1海岸7%(H26) 14海岸100%(H30)

(3) 産学官民・広域連携

大学等との連携により、様々な災害の被害状況等の推測や評価をはじめとした防災に関する調査・研究を行うとともに、その内容を県内での情報発信や教育・啓発等に活用していく。また、大学での教育や学生消防団等の活動を通じて、学生が現在から将来にわたり地域防災を担うよう大学との連携による人材育成に努める。

本県の農林水産資源を活用した非常食などの備蓄品や防災関連製品の開発等について、産学官の連携などにより推進し県内諸産業による効果的な製品・サービスの提供を通じた地域防災力の向上に向けた取組を検討する。

企業等が、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所制度等の理解を深め活用を進めることなどを通じて、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制を深めるとともに、防災の観点からの社会貢献を活発に行うよう、働きかけを行う。

行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、企業等との災害協定の締結をさらに推進し、共同の訓練の実施等を通じて「顔の見える」関係を構築し、連携体制を強化する。

九州地方知事会等における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。

県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。

(業績評価指標)

- ・大学・専門学校のある8市町の学生消防団活動認証制度導入 2市町(H27) 8市町(H32)
- ・消防団協力事業所制度導入市町村数 10市町村(H27) 26市町村(H32)
- ・自主防災組織活動カバー率 82.3%(H27) 85.0%(H30)
- ・防災士数 3,160人(H28) 4,000人(H30)

(4) 地域活性化

農林水産業をはじめとする各種産業の振興や、農商工連携、フードビジネス等、本県の特長や強みを活かした産業の創出、さらには地域の資源を活用し、地域の中でモノとカネを回すことで地域を潤す地域経済循環の仕組みづくり等を通じて、経済の拡大と地域をけん引する裾野の広い成長産業の育成を図る。

中山間地域の活性化を促進するため、外部専門家のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げを図る。

「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化や連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想の推進等により広域連携を進めるとともに、買物弱者対策や地域公共交通の維持確保、医療提供体制の整備、携帯電話サービス未提供地域の解消等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。

地域の担い手を確保し、地域活力の維持・増進を図るため、官民一体となった移住・UIターンに関する効果的な情報発信、相談体制の充実等に取り組む。

多様な分野や地域からの担い手の確保を図るとともに、他産業からの参入等を促進する。また、農林水産業者の経営発展ステージに応じた研修体系の構築や人材育成システムの構築等により、経営・技術両面の指導力向上に取り組む。

多様な主体が連携した地域の防災力向上のため、市町村と連携しつつ、自主防災組織の活性化、消防団員の確保や防災士の養成・能力向上に取り組み、地域防災の中核となる人材の育成・確保を図る。

(業績評価指標)

- ・農業産出額 3,326 億円 (H26) 3,550 億円 (H32)
- ・林業産出額 227 億円 (H26) 265 億円 (H32)
- ・海面漁業・養殖業生産額 343 億円 (H25) 386 億円 (H32)
- ・県内への移住世帯数 252 (H23~H26) 1,000 (H27~H30)
- ・新規就農者数 260 人 (H26) 380 人 (H32)
- ・新規林業就業者数 139 人 (H26) 120 人 (H32)
- ・新規漁業就業者数 35 人 (H26) 60 人 (H32)
- ・「いきいき集落」認定数 (延べ数) 128 (H27) 140 (H30)
- ・人口千人当たりの消防団員数 13.4 人 (H27) 13.5 人 (H30)

第5章 地域計画の推進と不断の見直し

1 県の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、地域計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて見直し等の所要の検討を行い、地域計画との整合性を図っていく。

2 計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、本計画の施策の推進方針に沿って、毎年毎年、様々な施策を実行していくものである。このため、計画の進捗管理に当たっては、毎年度、重要業績指標等により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCA サイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

3 地域計画の不断の見直し

本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

なお、それ以前であっても国の施策の動向、上記2の計画の進捗管理や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜修正を行うものとする。

4 市町村地域強靱化計画の策定支援

(1) 策定の必要性

国土強靱化を実効あるものとするためには、国や県における取組のみならず、市町村や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠である。地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、市町村が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものである。

加えて、基本法における、地方公共団体の責務として、

基本法第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

とされており、この責務を果たす手段が地域強靱化計画の策定ともいえることから、地域強靱化計画が、県内市町村においてもできる限り早期に策定されることにより、強靱な国づくりを総合的に推進する必要がある。

(2) 県による策定支援

市町村地域計画は、国の基本計画及び県計画との調和が保たれる必要がある。

また、市町村地域計画の中で県の施策等を踏まえた検討がなされる場合も想定されることから、市町村地域計画の策定に当たっては、市町村と県が十分に連携・協力する必要がある。

このため、県は市町村地域計画の策定が円滑に図られるよう国の動向や県計画に関する情報を積極的に提供するとともに、必要に応じて地域計画の策定・推進に向けた支援を行うこととする。